

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。

中播都市計画中部土地区画整理事業(第1工区)確定図

NO. 3

NO. 3	NO. 1
NO. 4	NO. 2

12

13

14

15

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

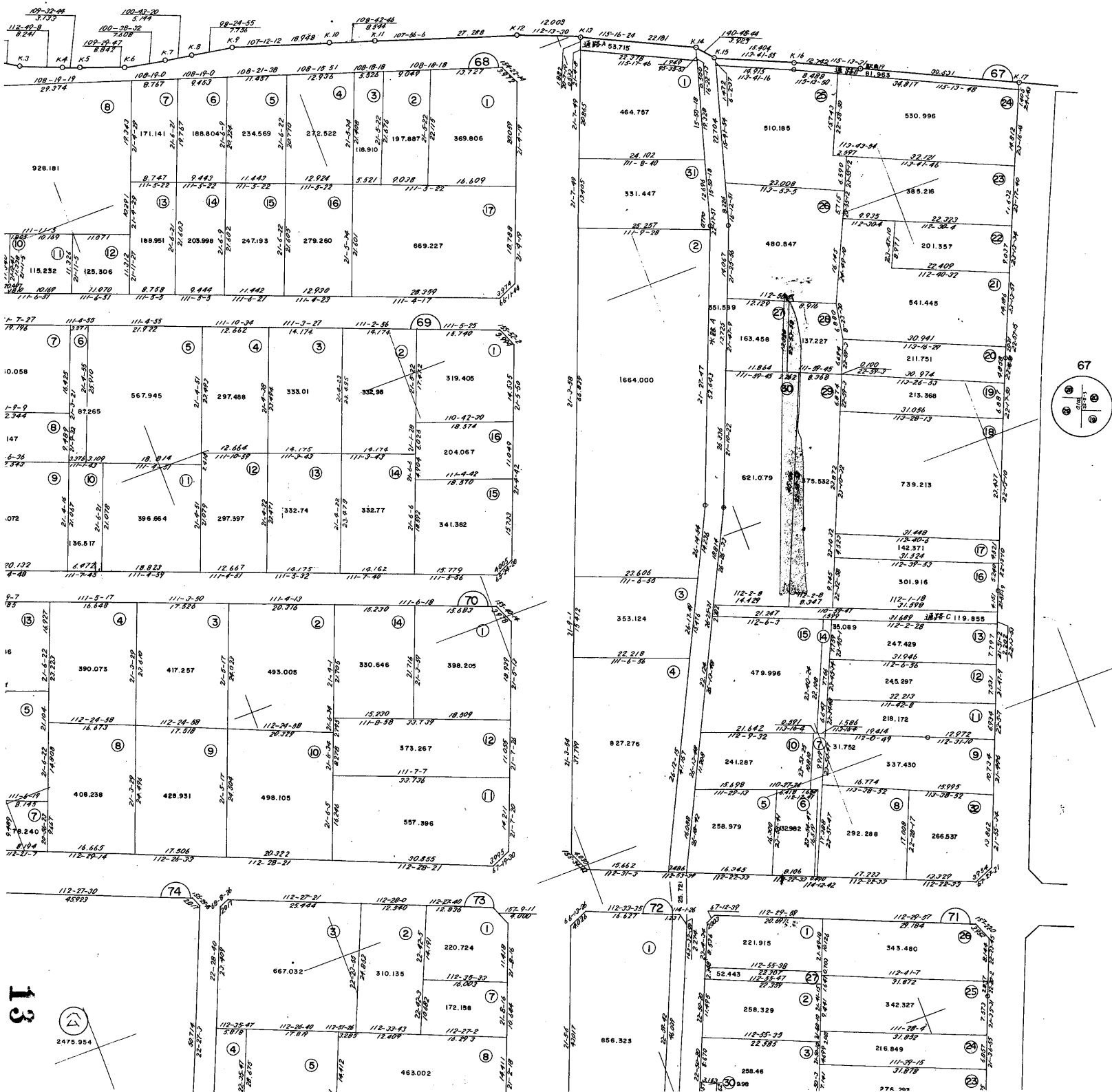
NO. 3	NO. 1
NO. 4	NO. 2

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

画整理事業(第1工区)確定図

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

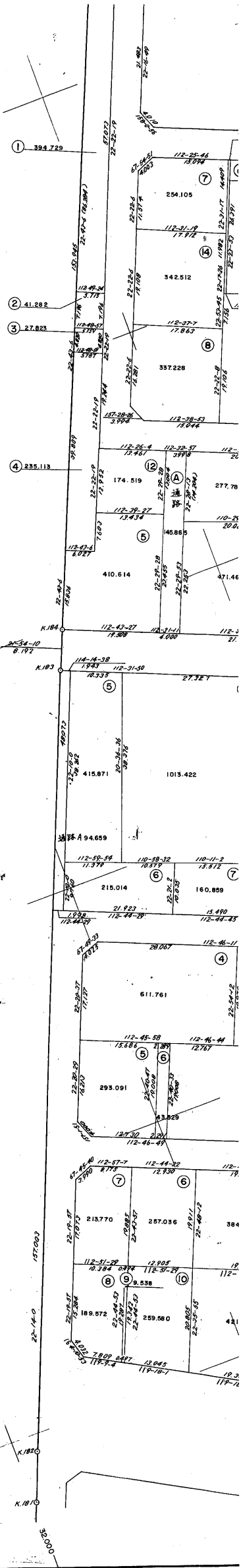


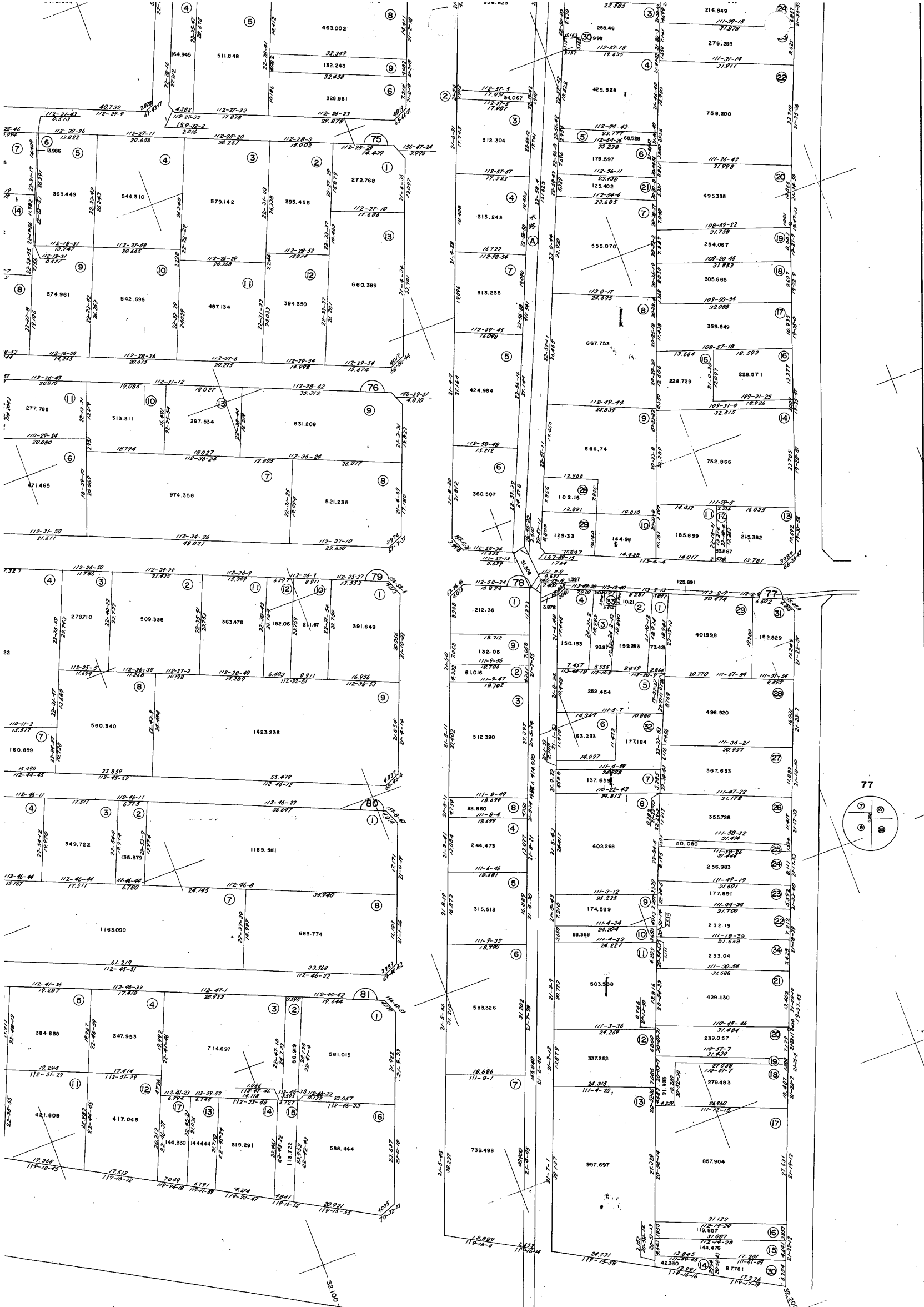
現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。





現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。